

災害時における安否不明者・死者に係る個人情報の公表方針

令和元年9月17日
山梨県防災局

1 経緯

災害時における安否不明者（※1）・死者に係る氏名等の個人情報公表の取り扱いについては明確な方針がないことから、災害発生に備え、速やかに県個人情報保護条例との整合性を図ったうえで公表方針を策定する必要がある。

2 目的

災害時における安否不明者・死者に係る個人情報の公表によって、安否不明とされていた方が名乗り出たり、関係者から安否不明者の情報が提供されることにより、捜索範囲を絞り込むこと及び知人や友人など多くの関係者が安否情報を求め、必要以上に関係者が被災地に赴くことによる交通渋滞や二次被害を防止することにより、救出・救助活動の円滑化を図ることを目的とする。

3 公表対象の災害等

県防災基本条例第2条で定める災害のうち、豪雨や地震などの異常な自然現象により生ずる被害が発生し、県災害対策本部が設置された場合とする。

4 公表する個人情報

氏名、住所、性別、発災時の年齢を公表する。

5 個人情報の公表基準

次の全てに該当する場合に、個人情報を公表する。

（1）安否不明者

- ① 県災害対策本部長が、公表することにより、捜索活動の円滑化に資すると判断した場合
- ② 住民基本台帳の閲覧制限（※2）が措置されていない場合

（2）死者

- ① （死者に遺族がいる場合）遺族の同意があること
- ② 県災害対策本部長が、公表することにより、捜索活動の円滑化に資すると判断した場合
- ③ 原則として、住民基本台帳の閲覧制限が併せて措置されている者がいない場合

6 市町村が行う公表との関係

本公表方針は、各市町村が独自に公表するものを妨げるものではない。

※1：当該災害時に、その場所に存在している蓋然性が高く、所在不明な者

※2：住民基本台帳法第11条の2第1項に基づき、DV等被害者の保護を図るため、配偶者防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等に基づき、住民票の写し等の交付を制限すること